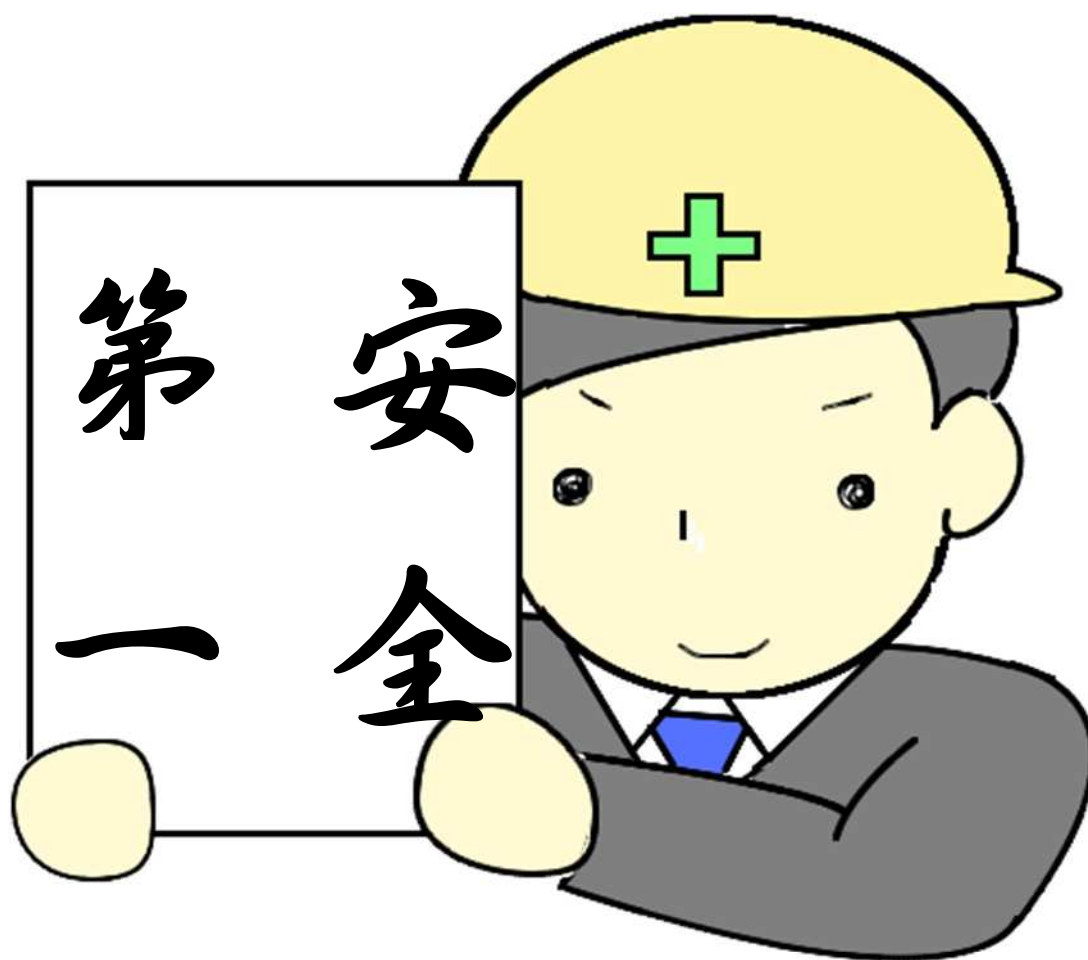

監督員のための 安全衛生管理の手引き



令和6年3月

宮城県土木部事業管理課

目 次



1. はじめに	1-1
2. 労働安全衛生法及び関係政省令の体系	2-1
3. 宮城県の安全対策関連規則等	3-1
4. もし事故が起きたら	4-1
5. 現場安全点検における是正指導事例集	5-1
6. 災害の種類別安全管理 (出典：国土交通省中部地方整備局 安全サポートマニュアル https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm)	6-1
7. 資料集	7-1
○免許証が必要な作業	7-2
○作業主任者の選任が必要な作業	7-6
○悪天候時及び地震後の作業規則	7-8
○架空線に対する安全対策について	7-10
○労災保険について	7-11
○建退共について	7-12
○労働者派遣法について	7-13
○ハーネス型安全带について	7-14
○県工事安全管理監督規程・実施要綱	7-15
○県工事事故防止対策委員会設置要綱・事務連絡会議規約	7-20
○土木部安全対策委員会設置要綱・運営要領	7-23
○宮城県建設工事事故調査審査会設置要綱・運営要領	7-34
○宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議規程	7-39
○宮城県建設工事事故防止優良者表彰事務取扱要領	7-41
○県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領	7-47

※法令等が改正されている場合がありますので、ご注意願います。



1. はじめに

本手引きは、宮城県が発注する建設工事現場等において、監督員等が必要とする安全管理についての知識等をまとめたものです。

本県においては、昭和 53 年に 7 人が死亡した土砂崩壊事故をきっかけに「県工事事故防止対策委員会」を設置し、安全管理体制の整備をはじめ、各工事現場における安全点検や安全管理に関する研修の実施等、労働災害の防止に取り組んでいます。

また、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 8 年に第 1 次県工事事故防止対策推進計画（5 力年計画）（以下、推進計画という）が策定されて以降、現在は、第 6 次となる推進計画を定めており、さらには具体的な取組として年度毎の県工事事故防止対策事業計画（以下、事業計画という）を定め、種々の施策を実施して事故防止に努めてきました。

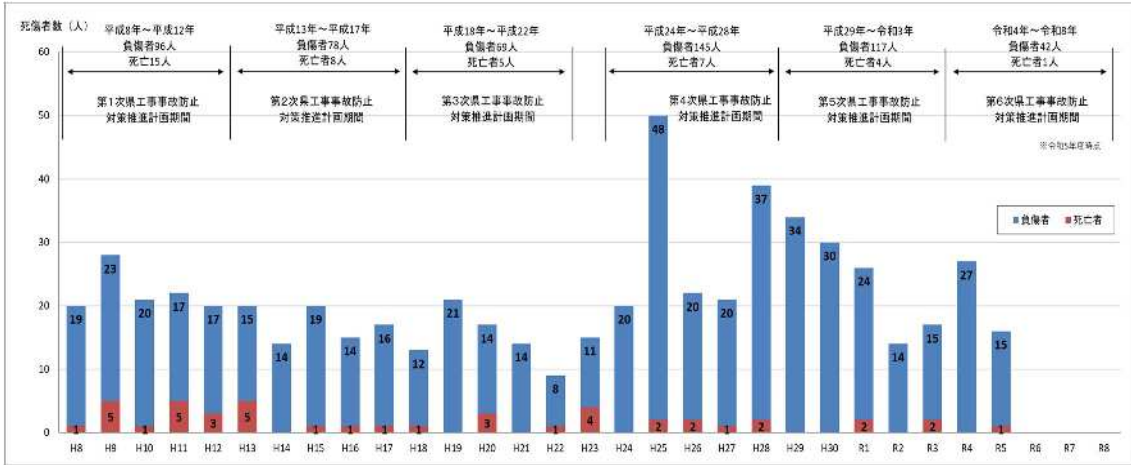
そのような中、県発注工事における労働災害については、東日本大震災前は、20 件前後を推移してきましたが、震災以降、災害復旧・復興工事の本格化に伴う工事量の増加とともに H 2 5 年にピークを迎え、その後は減少傾向となり、近年は死傷者数が年々減少しており、震災前の水準に戻っています。

しかしながら、軽微な事故も含めた災害件数は震災前の 2 倍以上で推移しており、依然として労働災害が多く発生しています。

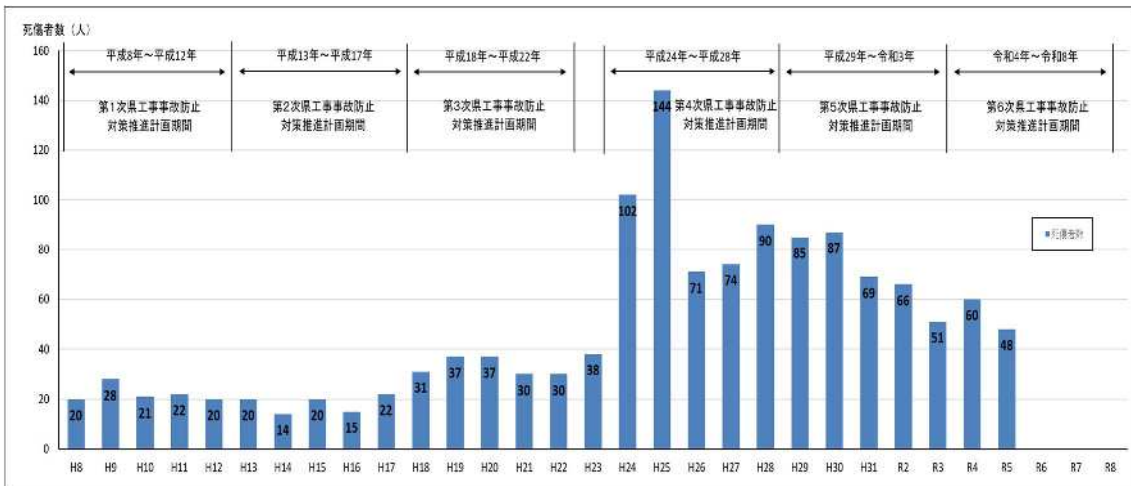
公衆災害については、震災以降増加しており、架空線の切断や水道管などの埋設管を破損させるなど多く発生している状況です。

このことを踏まえて、推進計画及び事業計画に基づき、改めて現場の安全パトロールや施工体制の点検等を徹底し、現場の事故防止に努めていく必要があります。

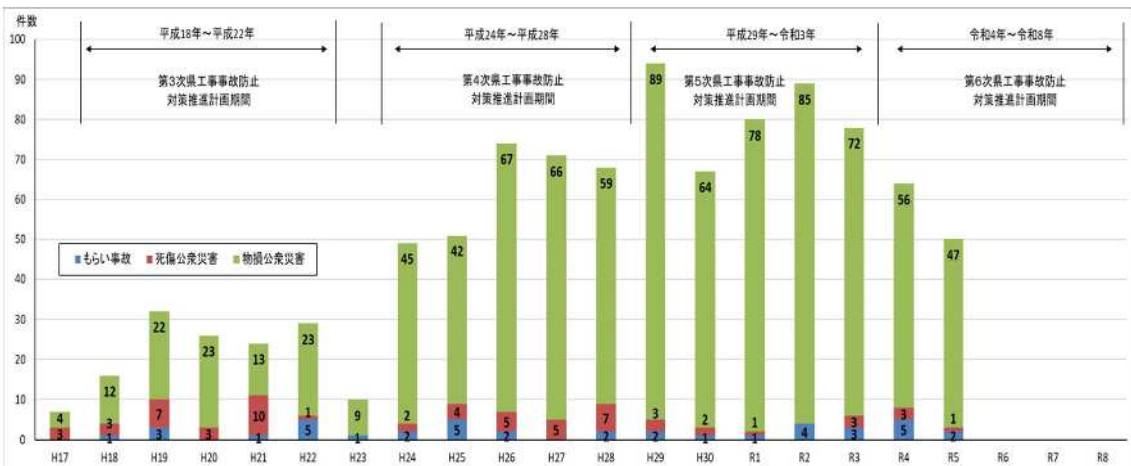
＜県発注工事における死傷者数（休業4日又は全治30日以上）の推移＞



＜県発注工事における死傷者数（全事故）の推移＞

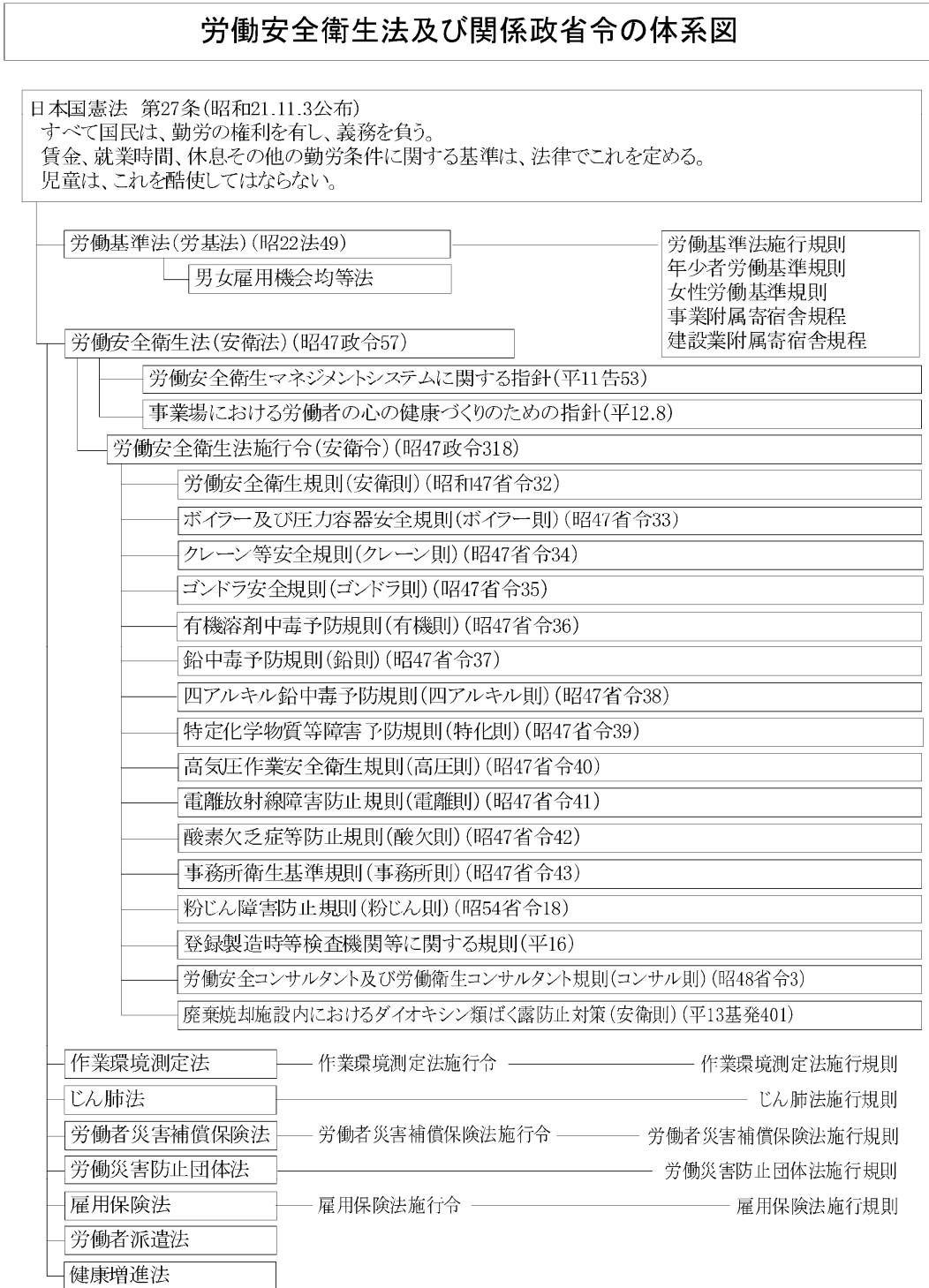


＜公衆災害（もらい事故、死傷公衆災害、物損公衆災害）の推移＞



※統計が開始された H17 年から記載

2. 労働安全衛生法及び関係政省令の体系



3. 宮城県の安全対策関連規則等

※各規則等の本文は「7. 資料集」に掲載しています。

●安全管理監督

県工事安全管理監督規程

- ・安全管理監督職員の設置・職務に関する規程

県工事安全管理監督実施要綱

- ・安全点検及び安全管理に係る研修の実施に関し、定めたもの。

●事故防止対策

県工事事務事故防止対策委員会設置要綱

- ・県発注工事の事故を未然に防止するため、委員会及び幹事会を設置する。
- ・副知事が委員長、委員は関係部局長。幹事会は土木部長が幹事長、幹事は関係部局副部長。

県工事事務事故防止対策事務連絡会議規約

- ・事故防止対策の円滑な実施を図るため、連絡会議を設置する。
- ・連絡会議は、関係部(局)課(室)の技術補佐で構成する。

県工事事務事故防止対策推進計画（5カ年計画）

- ・事故防止対策事業を総合的かつ計画的に進めるため、5カ年ごとに策定。
- ・第1次推進計画（平成8年～12年度）
- ・第2次推進計画（平成13年～17年度）
- ・第3次推進計画（平成18年～22年度）
- ・第4次推進計画（平成24～28年度）
- ・第5次推進計画（平成29年～令和3年度）
- ・第6次推進計画（令和4年度～令和8年度）

県工事事務事故防止対策事業計画（年次計画）

- ・推進計画（5カ年）に基づき、年次計画を策定。

宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の取組を計画的かつ効果的に実施するための計画を策定。

宮城県建設工事事務事故防止優良者表彰事務取扱要領

- ・特に安全管理に努めた現場代理人を表彰するもの。



●事故調査

宮城県土木部安全対策委員会設置要綱、運営要領

- ・土木部が執行する工事の安全確保を図るため委員会を設置し、休業4日以上または全治30日以上等の事故が発生した場合、事故調査等を行う。

宮城県建設工事事故調査審査会設置要綱、運営要領

- ・重大事故が発生した各部局の安全対策委員会から要請があったとき、審査会を開催する。
- ・出納局副局長(技術担当)が委員長、委員は関係部局副部長(技術担当)。

●関係機関との連携

宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議規約

- ・労働災害防止活動の促進を図り、労働災害防止を目的として連絡会議を毎年開催。
- ・構成員は、宮城県が土木部長他、関係部局副部長。宮城労働局は、労働基準部長の他、関係課長。

●県工事安全対策関連のホームページ等

- ・事業管理課ホームページ — 労働安全衛生 — 【工事の安全確保】
- ・庁内リンク集 — 事業管理課 — 【県請負工事監督関連規則等】
【安全衛生管理の手引き】



4. もし事故が起きたら

県工事等において、事故が発生した場合は、次頁以降の「県発注工事等の事故発生報告について（通知）（令和5年1月16日付け事防委第6号）」に基づき、事故報告をお願いします。

概要は下記のとおりです。

（1）事故の連絡がきたら

- ・請負者から事故の連絡があった場合は、下記について確認・指示してください。
 - ① 人命確保の確認（消防署、警察署への連絡）。
 - ② 二次災害の防止を指示。
 - ③ 労働基準監督署及び警察への連絡を指示。
 - ④ 第1報（様式1）を速やかに提出するよう指示。
 - ⑤ 一人親方等※の死亡を確認した場合、発注者は労働基準監督署へ電話報告する。



（2）第1報

- ・監督する工事（測量業務等も含む）で、事故・労働災害等が発生した場合は、事故の大小に関わらず、**すべての事故について速やかに報告**してください。（様式1）
- ・報告ルートは、主務課経由→事業管理課（事故防止対策委員会）
- ・**死亡事故※や重大事故が発生した場合は、速やかに主務課及び事業管理課へTEL連絡**してください。（平成22年5月12日付け事管第66号参照）

（3）続報

- ・事故の詳細が分かった時点や、診断書が出た時点など、追記事項があるごとに続報（様式1）を提出してください。

（4）事故報告書

- ・休業4日以上又は全治30日以上となった場合等は、事故報告書を提出してください。
- ・労働基準監督署や警察の最終見解が出された段階で、提出してください。
- ・事故発生後30日以上経過し、労働基準監督署や警察の見解が未確定の場合は、その旨を記載し報告書を提出してください。その後、労働基準監督署や警察の見解が確定した都度、報告書を再提出してください。

（5）安全対策委員会の開催

- ・死亡事故や重傷事故（委員長が必要と認めた場合）は、安全対策委員会を開催し、事故調査等の結果を事故報告書に添付してください。

※一人親方等とは労働者を使用しないで事業を行うも（一人親方）に加え中小事業主、役員、家族従事者を含めたものをいう。

※死亡とは当該事故が発生した日から30日以内に死亡した場合をいう。

事故の第1報・事故報告の様式は、事業管理課ホームページからダウンロードできます。

事業管理課－労働安全衛生＞工事の安全確保－事故が発生したら

＞県発注工事等の事故発生報告について

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/jiko.html>

事 防 委 第 6 号
令和 5 年 1 月 1 6 日

総 務 部 長
震災復興・企画部長
環 境 生 活 部 長
保 健 福 祉 部 長
経 済 商 工 観 光 部 長
農 政 部 長
水 産 林 政 部 長
土 木 部 長
出 納 局 長
企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長

殿

県工事事務防止対策委員会会長
(公 印 省 略)

県発注工事等の事故発生報告について(通知)

このことについて、別紙のとおり変更しましたので承知願うとともに、貴部局の関係課及び関係地方機関に対して周知願います。

なお、「県発注工事等の事故発生報告について（令和 2 年 1 0 月 2 8 日付け，事防委第 6 号，県工事事務防止対策委員会会長）」は，本通知をもって廃止します。

記

(変更内容)

- 1 「県発注工事等の事故報告経路について」で記載している安全対策委員会の開催基準について、「各部局安全対策委員会設置要綱，同運営要領に基づき開催」と変更したものを。

担当：土木部事業管理課
工事管理班 岩見，勝浦
電話：022-211-3186 fax：022-211-3292

県発注工事等の事故発生報告について（令和5年1月16日以降適用）[受注者用]

1 対象とする事故

1-1 事故の第一報、続報

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報しなければならない。労働災害が発生した場合、請負者は原則労働基準監督署（以下「労基署」という。）及び警察に連絡しなければならない。

一人親方等の死亡を確認した場合、発注者は管内の労基署へ電話報告し労基署の指示に従う。県発注工事及び建設関連業務の施行において発生した、「すべての事故」を対象とする。また、事故の第一報の内容に変更があった場合は、遅滞なく通報しなければならない。

1-2 事故報告書

請負者は、監督職員が指示する様式で指示する期日までに、提出しなければならない。以下の事故を対象とする。

- 1) 工事等関係者事故で「休業日数4日以上」または「全治日数30日以上」の場合。
- 2) 重大災害（一時に3人以上の工事関係者が業務上死傷又は罹病した労働災害）の場合。
- 3) 公衆災害で工事関係者以外を死亡又は全治日数30日以上 of 傷病を負わせた場合。
- 4) 公衆災害で社会的な影響が大きい場合。
- 5) 監督職員又が指示する場合。

1-3 「建設工事事故データベース」による報告 (<http://sas.ejcm.or.jp/>)

休業4日以上の場合、発注者から建設工事事故データベース（SAS）へ登録するよう指示し、請負者は遅滞なく当該データベースに入力しなければならない。

（共通仕様書土木工事編Ⅰ 1-1-30）

（注1） 建設関連業務の場合は、「請負者」を「受注者」に、「監督職員」を「調査職員」に読み替えるものとする。

用語の定義

県発注工事及び建設関連業務の施行	残土や資機材運搬中の車両等が起こした事故を含む。ただし、現場到着単価の資機材を運搬中の車両等が工事現場外で起こした事故及び工事関係者の通勤途上での交通事故を除く。
すべての事故	(1) 工事等関係者事故（軽傷、不休の場合も含む） (2) もらい事故（軽傷、不休の場合も含む） (3) 死傷公衆災害（軽傷・不休の場合も含む） (4) 物損公衆災害（軽微なものを含む）
工事等関係者	元請・下請会社の各事業者、労働者及び一人親方等、これに類する者（警備保障会社から派遣された交通誘導員等）をいう。
もらい事故	当該工事等関係者以外の第三者が起因して当該関係者が死傷した事故。
死傷公衆災害	工事作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故。
物損公衆災害	工事作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故・
通報	休日・時間外でも必ず通報すること。（FAX、メール可）
工事等現場内	土捨場、資機材置場等の関連施設を含む。
労働災害	労働安全衛生法第2条（定義）第1号労働災害：労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
労働災害に類する事故	事業者、船員法適用者等の被災等が該当。
労働者	労働安全衛生法第2条（定義）第2号労働者：労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。 労働基準法第9条（定義(1)）：この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
休業日数	被災者を雇用している事業者が労働基準監督署へ届け出る「労働者死傷病報告」の様式の種別により、休業日数を判別する。（労働安全衛生規則第97条様式第23号：休業4日以上、様式第24号：休業4日未満）被災した日は休業日数に含まない。
直ちに	何があっても遅延は許されず、「即座に」。（※人命救助を最優先すること。）
遅滞なく	事情の許す限りできるだけ早く。かならずしも「即座」という意味ではなく、やむを得ない正当な事由がある場合には、多少の遅延は許される。
死亡	当該事故が発生した日から30日以内に死亡した場合をいう。
一人親方等	労働者を使用しないで事業を行うもの（自営業者）を一人親方といい、一人親方に加え中小事業主、役員、家族従事者を含めたものを一人親方等という。

2 提出書類

2-1 事故の第一報、続報

- (1) [様式1] 県発注工事等事故の第一報について (建設関連業務の場合も、これに準ずる。)
- ・休業4日未満かつ全治30日未満のため事故報告書が提出不要な場合は診断書を提出する。

2-2 事故報告書

- (1) [様式2] 事故報告書 (建設関連業務の場合も、これに準ずる。)
- ・事故報告書及び添付資料はすべてA4サイズとする。
 - ・事故報告書の各項目を別紙として添付する場合は右上に「別紙(番号)」と記載する。
- (2) 添付書類
- ・資料の右上に「添付資料(番号)」と記載すること。

	名 称	備 考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等、事故発生時の状況がわかるもの 事故の発生原因や法・契約・手順違反を説明する資料 ※事故発生時の状況は図解等で具体的に記載
2	事故現場の写真	現場の状況がわかるもの ※平面図等に撮影方向を記載
3	安全衛生管理体制図	安衛法で定める、店社、作業場の安全衛生管理体制 施工計画書に記載されたものの写しでも可
4	下請負人指導責任者届(写し)	宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項(4)[様式-1] ※下請契約がある場合のみ
5	施工体系図(写し)	※下請契約がある場合のみ
6	労働者死傷病報告(写し)	労働安全衛生規則第97条(様式第23号または様式第24号) ※労働災害の場合のみ。労働基準監督署の收受印があるものの写し。
7	使用停止等命令書(写し) ----- 上記に対する報告書(写し)	法違反があり、作業の全部又は一部の使用停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を、労働局長又は基準監督署長が事業者に対し命令するもの。 使用停止等命令書を受けた事項に対する報告書
8	是正勧告書(写し) ----- 上記に対する報告書(写し)	法違反の是正を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの 是正勧告を受けた事項に対する報告書
9	指導票(写し) ----- 上記に対する報告書の写し	法違反ではないが、改善を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの 指導を受けた事項に対する改善報告書
10	医師の診断書等(写し)	全治日数等(見込みで可)がわかるもの
11	被災者の雇用状況	被災者が所属会社に雇用されていることが証明できる資料 社会保険の場合：健康保険証の写し 国民健康保険の場合：住民税特別徴収税額の決定・変更通知書写し
12	施工計画書・是正後施工計画書	事故のおきた作業に関する施工方法、安全管理部分の抜粋。 再発防止策を施工計画書に反映させた場合は是正箇所も添付。

※書類が不足する場合、もしくは記載内容が変更となった場合は、原則として再提出となります。

(3) 提出方法

- ・綴る順番は事故報告書→別紙(番号順)→添付資料(番号順)とする。
- ・社印(角印)と代表者印(丸印)を押印したものを発注者に2部提出する。

(4) 提出時期

- ・労基署に死傷病報告が受理されたとき。ただし労基署から命令・勧告・指導書が発出されている場合は、是正報告書が受理された段階で提出する。その際、警察の見解を確認し報告書に記載すること。
- ・事故発生後30日以上経過し、労基署や警察の見解が未確定の場合は、その旨を記載し報告書を提出する。その後、以下の3つの場合に応じて、その都度、報告書を再提出するものとする。

- ① 労基署、警察の処分等が無いことが確認された場合。
 - ② 受注者若しくは工事関係者が労基署から行政指導、行政処分又は送検された場合。
 - ③ 受注者若しくは工事関係者が警察から逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検された場合。
- ※労基署、警察の見解は発注者に情報提供がないことから、発注者が労基署等に定期的に確認する。

[様式 1]

<メール施行>

宛先： 発注者 総括監督員 殿	件名： 県発注工事等事故の 第 報について	発信者：
---------------------------	---------------------------------	------

年 月 日 () 時 分 発

発注機関	
工事番号	
工事名称	
施工場所	
請負金額	円 <input type="checkbox"/> 低入札
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工事概要	
請 負 者	(許可番号・名称) (所在地:)
発生日時	年 月 日 () 時 分 (天 候:)
発生場所	(住所)
事故区分	<input type="checkbox"/> 人身事故 <input type="checkbox"/> 工事関係者 <input type="checkbox"/> 公衆 <input type="checkbox"/> 物損事故 <input type="checkbox"/> 工事等現場内 <input type="checkbox"/> その他 ()
被 災 者	氏 名 (男・女) (才) 経験年数 (年)
	職 種
	所 属 (所在地:)
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> () 次下請 <input type="checkbox"/> その他 ()
	雇用状況 <input type="checkbox"/> 労働者(会社員) <input type="checkbox"/> 一人親方等 <input type="checkbox"/> その他 ()
被災程度	(休業 日, 全治 日)
備 考	
事故概要	

※現時点で不明な点については「不明」と記入。

発注機関担当者	部・課・班	
	職・氏名	
	連絡先	tel: fax:
主務課担当者	部・課・班	
	職・氏名	
	連絡先	tel: fax:

※発注者は、請負金額欄の右欄に低入札の有無を記載すること。

※必ず請負者が作成し報告すること。

※一人親方等の死亡を確認した場合、発注者は管内の労基署へ電話報告し労基署の指示に従う。

[様式 2]

事故報告書

年 月 日

(発注者)
〇〇課(室)又は事務所 総括監督員 殿

(受注者)住所, 氏名 印

共通(特記)仕様書に基づき, 下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----|--------------|--|
| 1 | 工事番号 | |
| 2 | 工事名 | |
| 3 | 施工地名 | |
| 4 | 請負業者名 | 建設業許可番号・業者名・所在市町村 |
| 5 | 請負金額 | |
| 6 | 工期 | |
| 7 | 災害発生日時及び天候 | |
| 8 | 災害発生場所 | |
| 9 | 被災(労働)者 | 所属(建設業許可番号・業者名・所在市町村)・元請下請種別
氏名・生年月日(年齢)・経験年数・雇用状況等 |
| 10 | 傷病の状況 | 傷病名 |
| 11 | 傷病の経過 | 受診・手術・経過等。(休業日数・全治日数) |
| 12 | 災害発生状況※ | 作業場所・作業内容・作業環境・作業状況等 |
| 13 | 災害原因※ | 物的原因・人的原因・管理的原因等 |
| 14 | 災害発生時の現場管理状況 | 現場代理人・主任技術者・監理技術者資格専任状況・
就労者数・施設及び機械の状況 |
| 15 | 安全管理状況等 | 作業前ミーティング状況・作業指揮者状況・監視人状況等 |
| 16 | 法令違反等の事実 | 労働安全衛生法等 |
| 17 | 労働基準監督署の見解 | 使用停止命令・是正勧告書・是正報告書・指導票 交付年月日 |
| 18 | 警察署の見解 | 警察への報告日・警察の見解 |
| 19 | 再発防止対策※ | |
| | 災害原因に対する改善策 | |
| 20 | 改善の確認 | 発注者の確認月日・確認方法 |
| 21 | 被害者に対する補償 | 適用保険 |
| 22 | その他必要事項 | |
| 23 | 添付書類(1~12) | |

※記載が多くなる場合は, 別紙へ記載する。

[様式 1] 記入例 1 (事故の第一報)

<メール施行>

宛先： 発注者 〇〇事務所 総括監督員 殿	件名： 県発注工事等事故の 第一報について	発信者： (株) 〇〇 工事 太郎
--------------------------------	-----------------------------	-------------------------

↓メール等の送信日時

令和 2 年 4 月 2 日 (木) 10 時 5 分 発

発注機関	〇〇事務所		
工事番号	令和元年度 00-000号		
工事名称	〇〇工事		
施工場所	〇〇市 〇〇〇 地内		
請負金額	123,456,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 低入札	
工 期	令和元年 8 月 1 日 ~ 令和2年 5 月 1 日		
工事概要	〇〇工 L=100m 〇〇〇 N=20枚 <small>! 会社の所在地</small>		
請 負 者	(許可番号・名称) 04-000000 (株) 〇〇		(所在地: 〇〇市〇〇)
発生日時	令和2年 4 月 2 日 (木) 8 時 分ころ (天 候: 晴)		
発生場所	〇〇市〇〇地内		
事故区分	人身事故	<input checked="" type="checkbox"/> 工事関係者	<input type="checkbox"/> 公衆
	物損事故	<input type="checkbox"/> 工事等現場内	<input type="checkbox"/> その他()
被災者	氏 名	事故 太郎 (男・女) (60 才) 経験年数 (30 年)	
	職 種	作業員	
	所 属	不明 (所在地: 不明)	
		<input type="checkbox"/> 元請・ <input checked="" type="checkbox"/> (2) 次下請・ <input type="checkbox"/> その他()	
雇用状況	<input type="checkbox"/> 労働者(会社員) ・ <input type="checkbox"/> 一人親方等 ・ <input checked="" type="checkbox"/> その他(不明)		
被災程度	足の負傷 (休業 不明 日, 全治 不明 日)		
備 考			
事故概要	〇〇作業中に〇〇にはさまれ、足を負傷(詳細は不明) 被災者は、病院で治療中。		

※現時点で不明な点については「不明」と記入。

発注機関担当者	部・課・班	(発注者記入)	
	職・氏名	(発注者記入)	
	連絡先	tel: (発注者記入)	fax: (発注者記入)
主務課担当者	部・課・班	(発注者記入)	
	職・氏名	(発注者記入)	
	連絡先	tel: (発注者記入)	fax: (発注者記入)

※発注者は、請負金額欄の右欄に低入札の有無を記載すること。

※必ず請負者が作成し報告すること。

※一人親方等の死亡を確認した場合、発注者は管内の労基署へ電話報告し労基署の指示に従う。

[様式1] 記入例 (事故の続報)

<メール施行>

宛先： 発注者 〇〇事務所 総括監督員 殿	件名： 県発注工事等事故の 第2報について	発信者： (株) 〇〇 工事 太郎
--------------------------------	-----------------------------	-------------------------

令和2年 4月 3日 (金) 9時 0分 発

発注機関	〇〇事務所	
工事番号	令和元年度 00-000号	
工事名称	〇〇工事	
施工場所	〇〇市 〇〇 地内	
請負金額	123,456,000円	<input type="checkbox"/> 低入札
工期	令和元年 8月 1日 ~ 令和2年 5月 1日	
工事概要	〇〇工 L=100m 〇〇〇 N=20枚	
請負者	(許可番号・名称) 04-000000 (株) 〇〇	(所在地: 〇〇市〇〇)
発生日時	令和2年 4月 2日 (木) 8時10分	(天候: 晴れ)
発生場所	〇〇市〇〇地内	
事故区分	人身事故 <input checked="" type="checkbox"/> 工事関係者 ・ <input type="checkbox"/> 公衆 物損事故 <input type="checkbox"/> 工事等現場内 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災者	氏名	事故 太郎 (男・女) (60才) 経験年数 (30年)
	職種	作業員
	所属	04-000000 (株) △△ (所在地: 〇〇町)
		(許可番号・名称) <input type="checkbox"/> 元請・ <input checked="" type="checkbox"/> (2)次下請・ <input type="checkbox"/> その他 ()
	雇用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者(会社員) ・ <input type="checkbox"/> 一人親方等 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()
被災程度	左足首の骨折 (休業 3日, 全治 1ヶ月)	
備考	一次下請: (株) □□ (所在地: 〇〇市〇〇)	
事故概要	〇〇工において、〇〇をしたところ、〇〇になったので、左足を負傷したもの。	

※現時点で不明な点については「不明」と記入。

発注機関担当者	部・課・班	(発注者記入)	
	職・氏名	(発注者記入)	
	連絡先	tel: (発注者記入)	fax: (発注者記入)
主務課担当者	部・課・班	(発注者記入)	
	職・氏名	(発注者記入)	
	連絡先	tel: (発注者記入)	fax: (発注者記入)

※発注者は、請負金額欄の右欄に低入札の有無を記載すること。

※必ず請負者が作成し報告すること。

※一人親方等の死亡を確認した場合、発注者は管内の労基署へ電話報告し労基署の指示に従う。

[様式 2] 記入例（事故報告書）

事故報告書

令和 2 年 4 月 6 日

（発注者）
〇〇事務所 総括監督員 殿

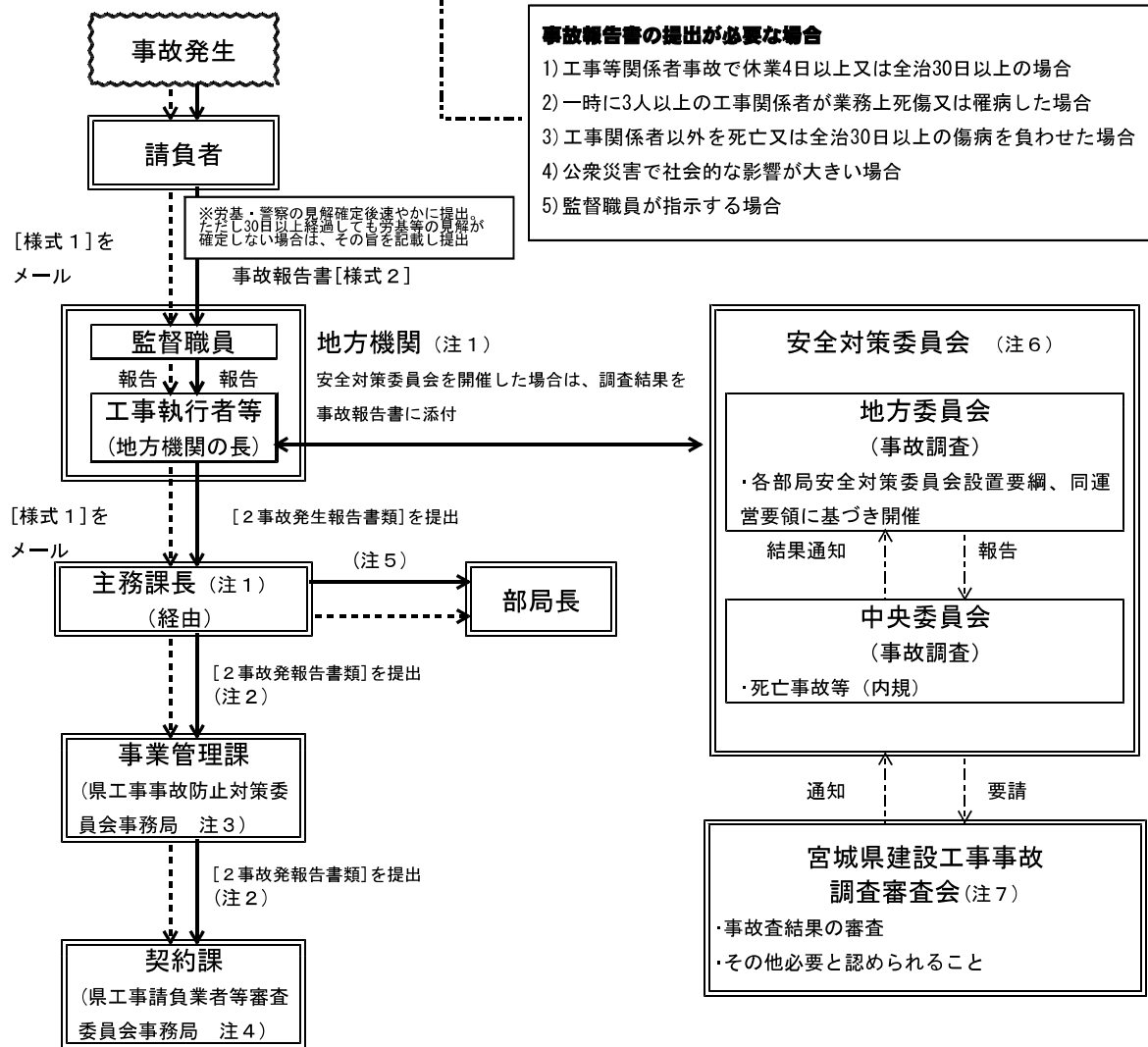
（受注者）**（株）〇〇 △△** 印

共通（特記）仕様書に基づき、下記のとおり報告します。

- | | |
|-----------------------|--|
| | 記 |
| 1 工事番号 | 令和元年度 〇〇-〇〇〇号 |
| 2 工事名 | 〇〇工事 |
| 3 施工地名 | 〇〇市 〇〇〇 地内 |
| 4 請負業者名 | 知事（般-〇〇）第〇〇〇号 株式会社〇〇建設（〇〇町） |
| 5 請負金額 | 1 2 3, 4 5 6, 0 0 0 円 |
| 6 工期 | 令和元年 8 月 1 日 ~ 令和 2 年 5 月 1 日 |
| 7 災害発生日時及び天候 | 令和 2 年 4 月 2 日（木） 8 時 1 0 分 天候：晴 |
| 8 災害発生場所 | 〇〇市〇〇 |
| 9 被災（労働）者 | 所属 知事（般-00）第000号 株式会社〇〇建設（〇〇市）2 次下請
氏名 事故 太郎 年齢 6 0 才 経験年数 3 0 年
雇用状況 会社員 |
| 1 0 傷病の状況 | 左足首の骨折 |
| 1 1 傷病の経過 | 令和 2 年 4 月 2 日に〇〇病院を受診し 2 日入院、通院治療
（休業 3 日、全治 3 0 日） |
| 1 2 災害発生状況※ | 作業場所 〇〇
作業内容 〇〇の除去作業
作業環境 〇〇な〇〇での作業
被災状況等 〇〇工において、〇〇をしたところ、〇〇になった
ので、左足を負傷したものだ。 |
| 1 3 災害原因※ | 物的原因 〇〇工具の選定
人的原因 作業への不慣れ
管理的原因 作業計画の不備があった |
| 1 4 災害発生時の現場管理状況 | 現場代理人・監理技術者 専任常駐、資格有
就労者数 2 5 名
施設及び機械の状況 〇〇クレーン 1 台、〇〇ポンプ 1 台 |
| 1 5 安全管理状況等 | 作業前ミーティング状況 朝礼後実施、当日新規入場者教育実施
作業指揮者状況 〇〇
監視人状況等 〇〇 |
| 1 6 法令違反等の事実 | 労働安全衛生規則第〇条違反 |
| 1 7 労働基準監督署の見解 | 4 / 3 現地確認 指導事項なし（指導票等はないとのこと） |
| 1 8 警察署の見解 | 4 / 3 報告 事件性なし |
| 1 9 再発防止対策※ | 物的原因に対する改善策 〇〇カバー装着（別紙-1）
人的原因に対する改善策 再発防止検討会（別紙-2）
管理的原因に対する改善策 施工計画書の作成（別紙-3） |
| 2 0 改善の確認 | 確認月日 4 / 3
確認方法 （株）〇〇の〇〇が現地確認 |
| 2 1 被害者に対する補償 | 労働災害補償保険 |
| 2 2 その他必要事項 | 災害発生時からの経過報告書（別紙-4） |
| 2 3 添付書類（位置図、見取図、写真等） | 添付資料 1 ~ 1 2 |
- ※記載が多くなる場合は、別紙へ記載する。

県発注工事等の事故報告経路について（令和5年1月16日以降適用）

1 報告経路（-->：第一報，→：事故報告書[様式2]）



（注1）本庁の課（室）が発注した工事等については、「地方機関」を「課（室）」に読み替え、「主務課長」の経由を削除する。

（注2）[様式第3号]に経由印を押印し、控えをコピーする。

（注3）県工事事務局 注3 ※県工事事務局設置要綱（昭和53年12月4日施行）

（注4）県工事請負業者等審査委員会 ※宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）

（注5）部局長への報告

第一報（建設工事事故発生報告書の提出が見込まれる場合）及び「建設工事事故発生報告書」が提出された場合は、必要に応じ部局長に事故の内容を報告すること。

（注6）安全対策委員会 ※農政部・水産林政部・土木部・企業局安全対策委員会設置要綱、同運営要領

（注7）宮城県建設工事事故調査審査会 ※宮城県建設工事事故調査審査会設置要綱、運営要領（平成19年1月4日施行）

事故発生報告書類

- （1） [様式第3号]建設工事事故発生報告書 ※宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領による
- （2） [様式2]事故報告書の写し及び添付書類 ※県発注工事等の事故発生報告書についてによる
- （3） 各部局安全対策委員会における事故調査結果 ※安全対策委員会が開催された場合。
※安全対策委員会を設置していない部局においては、発注者側の事故調査が行われた場合。

第 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿
(県工事事務局事故防止対策委員会経由)

本庁の課(室)長又は地方機関の長※

建設工事(建設関連業務)事故発生報告書

宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 受注者等(措置の対象となる登録業者)
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者又は受任者
- 2 工事名(業務名)及び工事施工(業務)場所
- 3 事故発生日時及び内容

※公印は省略できません

事 管 第 6 6 号
平成22年 5月12日

部内関係各課（室）の長
部内各地方機関の長 } 殿

土 木 部 長
(公 印 省 略)

県発注工事等の事故発生報告の運用について(通知)

このことについて、平成22年3月15日付で「県発注工事等の事故発生報告について」(事防委第3号 県工事事務事故防止対策委員会会長通知)を通知しているところですが、その運用については下記に留意願います。

記

- 1 工事の施工中に事故が発生したことを確認した工事執行者は、直ちに主務課長を經由し、事業管理課あて報告すること。
- 2 休日・時間外において死亡事故等の重大事故が発生したことを確認した工事執行者は、上記の他、直接事業管理課あて報告すること。この場合の事業管理課への報告は防災センター(022-211-2140)を經由し行うこと。

重大事故発生時の連絡先(休日・時間外)

防災センター連絡先 022-211-2140

*防災センターから事業管理課へ連絡されることとなっております。

事業管理課技術企画班
TEL 022-211-3187 FAX 022-211-3292